第２回兵庫県規制改革推進会議　議事要旨

１　**開催実績**　令和元年 11 月 29 日(金)　10:00～12:00　県庁３号館第１委員会室

２　**出席委員**　中川 丈久(神戸大学大学院法学研究科教授)
三輪 康一(神戸大学名誉教授)
三原 修二(兵庫県経営者協会会長)
藤本 和弘(兵庫県農業会議会長)
中後 和子(学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)
(オブザーバー)
金澤 和夫(兵庫県副知事)
庵逧 典章(県町村会会長(佐用町長))
※福永 明(日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長)、藤原 保幸(兵庫県市長会会長（伊丹市長)）は欠席。

３　**審議の内容**

（１）第２回会議で新たに審議する項目

① 建設業許可における健康保険等の確認書類の削減

(委員)

提案者は、厚生年金の加入がわかる資料があれば国保等の加入もわかると言っているが、必ずしもわからないのであれば、わからないので確認する必要があると言えばよい。

(委員)

個人事業者など小さな会社でも、労働者を守る観点からこのような書類が必要だということがわかるよう、平易に示す必要があるだろう。

(所管部局)

国保は個人加入であり、未払い等で資格を喪失している可能性が考えられる。従業員が資格喪失すると、事業者として健康保険に加入する必要があるため、その点が確実に担保されるよう確認を行っている。

(委員)

ある時点では国保加入を確認したが、その後加入資格を喪失するなどの状況変化があるのなら、加入漏れを確認するために必要書類を求める必要があるのではないか。

(事務局)

確認資料の提示を求めている理由の説明と、併せて、国でも雇用環境の確保を重視し今回の法改正を行っている点についても丁寧に説明したい。

《審議を踏まえた対応方針》

社会保険の資格申請時に建設国保等への加入を確認した後、建設業許可申請時までの間に建設国保等の資格を喪失している恐れがあるため、最低限の確認資料を求めているということをより明確に記載し、次回会議で報告する。

② 建設業の許可申請時に必要な書類の明確化

（委員）

「わかり易い表現」について、書いている自分達が分かるのは当たり前である。よりわかりやすく表現を見直すというのであれば、どのようにわかりやすさを判断するのか。

（委員）

指摘を受けて都度修正するのではなく、全庁的な取組として意識的に変えていく努力をしたほうがよい。読み手に通じていないために不服申立等が行われているとすれば、非常に無駄が起きている。行政の無駄を減らす意味でも、行政側から県民目線の表現内容になるよう工夫した方がいいのではないか。その方が行政にとってもコスト減になるのではないか。

（オブザーバー）

ＰＲ資料などは、工夫してチェックしているものもあるが、組織化、仕組み化されていない。何か仕組みを作った方がよいように思う。

《審議を踏まえた対応方針》

行政が作成する手引きやマニュアル等を、県民や事業者に分かり易い記述とするための全庁的な仕組みについて、中期的な検討課題とする。

③ 個人情報の開示に関する代理請求者の範囲の拡大

（委員）

個人情報保護条例を策定する際も、委任代理人による請求については議論があった。条例を策定した当時の考え方に従えば、代理の範囲は限定しておくべきではないか。

（事務局）

任意代理人は、法定代理人とは性格が異なる。個人情報の権利保護に関する利益と、利便性とを比較した場合に、個人情報の権利保護の方を重視すべきと考えている。

（オブザーバー）

ある弁護士が同和地区出身者の情報を集めるために、弁護士の肩書きを利用して住民票の写しを取るという事案があった。県内市町では、士業からの請求であっても一度本人に確認をした上で交付する動きがある。なりすましや悪用があり得るということを想定した仕組みを作る必要があるだろう。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局等の対応案どおり、現行の制度運用を維持する。

④ 建設業の法人成りに関する廃業届の取扱いの柔軟化

（オブザーバー）

法人成りをするまで個人として建設業をやってきていた者が、法人化しようとする際に必ず空白期間が発生してしまう仕組みは、おかしいのではないか。

（委員）

例えば個人の段階で、１ヶ月後に法人成りする予定であると許可申請し、行政では法人成りに関する部分を除いて審査を行い、法人の条件が整った段階で許可を発行するなど、条件付きの審査は無理なのか。

（所管部局）

この度の法改正によって新たな方法が設けられた経緯から考えても、現行法上ではそのような運用は難しいのではないかと考える。

（オブザーバー）

個人の廃業届と新しい法人の認可申請を同時に行う際、新法人の認可申請を事前協議の扱いとし、許可妥当の判断ができた時点で正式な申請とし、同日許可という方法では駄目なのか。

（委員）

既に法改正されており、来年 10 月施行の段階で確実に今の課題が解消されるのであれば、それまでの間は仕方がないという考え方もあるだろう。

（委員）

課題を解決する方法があるのであれば、それをやるのかやらないのかの判断は、当委員会としてどうかというよりも、県としての姿勢の問題だと思われる。

（委員）

廃業は事業者にとって非常に大きな判断であり、１ヶ月の期間は余りに長い。

その間事業ができなくなることを考えれば、個人の廃業日は新規法人の許可日前日とし、スムーズに事業が継承できるようにするのが普通ではないか。

《審議を踏まえた対応方針》

法人成りに関する来年10月の法施行までの間の取扱いについて、県としてどのような対応をするのか、方針を決定し次回会議で報告する。

⑤ 特殊車両通行許可に関する処理の迅速化

（委員）

これまでは２週間で許可されていたものが、本庁集約後には２か月近くかかっているというのは、本庁に集約したことの弊害ではないか。兵庫県内のみを走行するものは窓口を分けるなど、迅速化の工夫はできないのか。

（所管部局）

早く許可できた実績が２週間であって、全てを２週間で許可していたわけではない。申請によって通行経路や申請経路数もまちまちであり、これまでも許可までに２ヶ月から３ヶ月を要していた案件はある。

また、県内だけの経路でも起点から終点まで追って調べる必要があり、県内のみの通行だから審査期間が短く済むというものではない。

（委員）

本案件にかかわらず、職員数が減っていく中で県庁全体としてどのように対応していくのか、いかに合理化して県民の期待に応えていくのかが重要である。機械化、ＡＩ化も含め、今後どうしていくべきかを考える必要があるだろう。

（事務局）

専門的な職員が、知見やノウハウを持って集中して処理できるという集約化によるメリットもある。場合分け等により例示し処理期間を明確化するなど、標準処理期間の見直しをしっかり行いたい。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局等の対応案どおり、標準処理期間を見直し例示等による期間の明確化を行う。

（２）第２回会議で継続審議となった事項

① 道路占用許可の更新時における申請方法

（委員）

回答方針どおり、対応をお願いする。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局等の対応案どおり、申請書の提出のみとし図面等添付書類を省略するよう見直す。

② 許認可事務において要綱等の規定により事前申請等を求めている事項

（委員）

現行の事前手続に関して、不満やクレームが出ているという状況はあるのか。

（事務局）

現状では、個別具体の問題は発生していない。

明文化されてない事前相談等は任意のものであり、事実上強制しないよう職員の啓発等を行う必要がある。また、支障事案が発生した場合は、別途設置の苦情窓口で適切に対応したい。

（委員）

例示されている有料老人ホームの設置に関する手続では、事前申出と事前協議の２段階になっており、その先に本申請となる届出がある。ビジネスでは、段階を分けず資金計画や建築工期等を含めてワンパックで事業を計画すると思うが、何故手続を二つに分けているのか。

（事務局）

事前申出では、その事業が法の趣旨等に合っているか、大前提となる設置の趣意を確認している。そこで問題ないと判断されたものは、事前協議で工期や資金計画、職員配置など具体的な内容の確認を行う。

事前申出の段階で事業実施が認められない計画について、資金計画等の詳細を準備する必要はなく、申請者の負担軽減にも資すると考える。

（委員）

有料老人ホームは老人福祉法に基づく施設であることから、通常のビジネスとは異なり社会福祉的な観点があるため、資料が調っていれば誰でも届出ができるというものではないということではないか。

（委員）

これらの事前手続は届出を受理する要件ではなく、この手続を経ずに届出が提出されれば受け付けざるを得ないものだろう。

（事務局）

実際にそのような問題は聞いていないが、届出という仕組みである以上、制度的には受け付けざるを得ないということになる。

（オブザーバー）

届出は受理せざるを得なくても、老人福祉法で設置後の指導監督権限が定められており、それに基づく指導は可能だろう。実務的にどういうような状況なのか、次回会議で報告してほしい。

（委員）

届出は受理せざるを得なくても、指導監督権限による指導を行うのだから、事前に確認をして事後の指導をなくしているというのであればわかりやすい。そういう意義があるのかについても確認してほしい。

（オブザーバー）

このような施設が無計画に作られていくと、市町にとっては介護保険料等に影響する。また、都市部からの高齢者の流入により高齢化率がますます高くなるという問題もある。

そのため、事前にいろいろな段階を踏んで協議し、市町の福祉施策や実際の需要との整合を図り、事業者に理解を求めることは重要である。

（委員）

事後の指導監督と事前協議との対応関係や、有料老人ホームが増えることによって市町に対してどのような影響が心配されるのかということを、確認する必要があるだろう。

また、事前の手続を２段階としていることに関して、１段階では上手くいかない理由や、申請者にとっての利点についても確認をしてほしい。

《審議を踏まえた対応方針》

①２段階による事前申出と事前協議の取扱いの必要性、②地元市町との調整の意図、③事前手続と設置後の監督権限等との関係について、再度整理の上、次回会議で報告する。

（３）報告事項

① 標準処理期間を定めている手続等に関する事項

（委員）

第１回会議での意見に沿った整理がされている。承認する。

《審議を踏まえた対応方針》

報告資料のとおり承認。

（４）今後の進め方について

（事務局）

本日の議論で継続して整理すべきとされたことは再度検討し、結論が得られた案件については、事務局で今年度の報告書案を取りまとめ、次回会議でお示ししたい。

（オブザーバー）

今後、規制改革推進会議として支障事案を審議する他に、①手引き等の「わかりやすさ」をどう判断し、どのような手続で担保するのか、②さまざまな手続で求めている押印は本当に必要なのかなど、横断的なテーマについて提案を頂き、議論できないかと考えている。

次回の会議では、次年度の議論をどうするか、横断的なテーマのご意見を頂きたい。

（委員）

職員数が少なくなる中で、どのように処理を迅速化して対応するかについて、検討課題にしてはどうか。

《審議を踏まえた対応方針》

次回会議で、今年度の報告書案を取りまとめることを承認。

併せて、次年度議論する横断的なテーマについて意見交換を行う。